

Q

9

遺産分割に当たっての留意点

近々、遺産分割が予定されており、未成年者が相続人の1人です。遺産分割協議にあたり、未成年者の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか、思案しています。



A

遺産分割協議をする場合、未成年者だけが不利益を被ることがないように、十分に配慮してください。基本的には、法定相続分（民法第900条参照）が未成年者の取り分と考えてください。

【未成年者の相続分】

原則として、法律の規定によって計算される未成年者の法定相続分を遺産分割協議で確保していただきます。それが、相続における未成年者の権利を守ることになるからです。

なお、遺産の内容や被相続人との関係、その土地の慣習、他の相続人の構成、これまでの交流状況などから、原則どおりにすることが必ずしも妥当とは言えないような場合もあるかもしれませんが、このような場合には必ず事前に家庭裁判所にご相談ください。

【遺産分割に当たって】

相続人の間で意見がまとまらない、あるいは具体的な遺産の分け方が決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用する方法もあります。

なお、後見人と未成年者がともに相続人である場合、遺産分割協議にあたり、未成年者のために特別代理人選任の手続が必要になります（Q10参照）。